

林政部優良工事施工者表彰選考基準の細則

(目的)

第1 林政部優良工事施工者表彰選考基準（以下「選考基準」という。）第5の規定に基づき、林政部長表彰及び現地機関の長による表彰の選考に係る細則を定める。

(部会における表彰者選考案の作成)

第2 林政部優良工事施工者表彰審査委員会運営要領（以下「運営要領」という。）第7条に定める部会（以下「部会」という。）は、林政部優良工事施工者表彰選考基準第2の（2）に該当する者として、林政部優良工事施工者表彰選考基準第3により現地機関の長から推薦のあった中から、部長表彰及び現地機関の長による表彰の選考案を次により作成する。

(1) 林政部長表彰選考案の審査

林政部長表彰選考案の候補者は、別紙「林政部長表彰候補者選考採点表」により採点、順位付けをし、その高得点者（上位4件程度）とする。

(2) 現地機関の長による表彰選考案

現地機関の長による表彰選考案の候補者は、林政部長表彰に該当しなかった者とする。

2 部会において、工事目的物が施設全体からは中途の未成等のもので選考審査するには時期尚早と判断したものは、選考案から除外することが出来る。

(表彰者の決定)

第3 林政部長表彰は、運営要領第3条の委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定する。

2 現地機関の長による表彰は、部会の選考案を委員会の承認を得て決定する。

(附 則)

この細則は平成24年6月5日より施行する。
優良工事施工者林政部長表彰選考基準は廃止する。

(附 則)

この細則は平成26年5月16日より施行する。

(附 則)

この細則は令和8年3月27日より施行する。

林政部長表彰候補者選考採点表

| 工事名 | | 該当項目 | | 農林名 | | |
|------------------|----------|-------------------------------------|------------------|----------------|----------------|------|
| 採点指標 | | 補足説明 | 採点表 | | | |
| | | | A | B | C | 備考 |
| 工 事 全 体 | 工事成績評点 | 80点以上 | ～95 (30) | ～ ～ | 80 15点) | 30% |
| | 森林への配慮 | 変更が最小限か、影響緩和に努めたか | 特に優れている (20点) | 優れている (15点) | 普通である (10点) | 20% |
| | 脱炭素への取組み | 二酸化炭素排出量を把握しているか、G-クレジットでオフセットしているか | 特に優れている (10点) | 優れている (8点) | 普通である (5点) | 10% |
| 推 薦 項 目 | 独創性 | 独創的か、工夫があるか、抜きん出ているか | 特に優れている (20点) | 優れている (15点) | 普通である (10点) | 20% |
| | 模範性 | 他の模範となるか、応用できるか | 特に優れている (20点) | 優れている (15点) | 普通である (10点) | 20% |
| 合計点数 | | | (100点) | (75点) | (50点) | 100% |

※高得点者：上位4件程度

補足資料

「脱炭素への取組み」の採点区分は、以下のとおり。

| 評価区分 | 内容 |
|-----------|---|
| A 特に優れている | 排出量を計算し かつ 排出量全量をG-クレジットでオフセットした工事 |
| B 優れている | 排出量を計算し かつ 排出量の一部をG-クレジットでオフセットした工事 |
| C 普通である | 排出量を計算した工事 または G-クレジットでオフセットした工事 |